

要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	複数業務 への参加が 可能となった	入札参加が 可能となった。 又は、入札参 加意欲が向上 した	入札参加の検 討(準備)が早 期にできた	業務実施体制 (社内・社外) を構築しやす くなった	業務の省力化 (効率化)が図 れた又は業務 の手戻りが防 止できた	業務への取り 組みの検討、 申請書類、提 案書等の資料 作成が容易に なった	業務費の算出 が容易になっ た又は適切な 業務費の算出 が可能となっ た	業務内容を理 解しやすくな った	配置予定技術 者の候補者が 増えた	社内の働き方 改革に寄与し た	契約外の業務 がなくなり、 入札参加意欲 又は契約案件 の魅力が向上 した	その他	
																効果有り
1 ECI方式の 発注に係る 要望について	Q1 (1) ECI設計業 務の年間発注件 数、発注規模につ いて	昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。その為、全国で短期間に、かつ多数の基地・駐屯地の施設整備に対応する体制構築が難しい実態があるため、年度発注件数の平準化、適切なロットでの発注や改修、解体、小規模建物新設、仮設建物はDBとして実施設計と施工図を一体化など、発注規模等について改善を要望します。	令和7年度事業は実施設計業務を分割して発注済み。	Q1 5 29 12	5	12	10					1	1		2	
		業務省力化は実施済み。令和8年度事業は特記仕様書で反映済み。	Q2 7 23 13	3	7	5	6							1	2	2
	Q3 (2) 発注予定情 報の公表時期、公 表内容、情報提供 の方法について	社内人員体制の調整・JV組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について、早期に検討を行う必要があります。発注規模が非常に大きく、受注者側の体制・人員調整に時間を要する為、公表時期の早期化、より詳細な情報（施設規模、業務規模、金額の目安）の明記、Excel形式での情報提供など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。	令和7年度のECI案件においては、業務対象の全施設について、建物の構造・規模及び工事着手予定時期を明記した「対象施設一覧」をExcel形式でダウンロードできるように改善している。	Q3 18 28 6		10	9		4	3				1		3
		案件の発注規模が非常に大きく、複数の業種でのJV組成をとる必要があります。その為、共同企業体構成員については、「実績を求めない」、「同種・類似の実績評価の期間の縛りを無くし、実績の有無のみを対象」、「技術者ランクの見直し」など、参加者を増やすために条件緩和を要望します。また、新規参入企業、地元企業の参加がある場合は、評価を加算するなど、参加メンバーの裾野を広げる取り組みを要望します。	企業に求める実績要件について、令和7年度案件においては、建物の構造や面積について、適切に設定するよう、地方防衛局に周知している。	Q4 23 24 3		12	8									
	Q5 (3) 企業及び技 術者に求める資格 要件、実績につ いて	管理技術者に求める業務経験の要件については緩和済みである。	Q5 19 34 7	5	9	9							0			2
		対象施設が多岐にわたるため業務内容が不明確な特記仕様書が見られます。その為、特記仕様書、入札説明書等の内容については以下について具体的な記載を要望します。「対象施設の詳細な規模数値」、「対象施設の設計スケジュール、期限」、「積算可能な具体的な数量」、「改修設計の業務内容」、「交渉等技術資料作成業務の業務内容」、「必要となる追加業務」、「施工者が実施する技術協力支援業務との関連業務」	令和7年度のECI案件においては、発注予定情報において、業務対象の全施設について建物の構造種別を明示している。また、抗たん性、構造の特殊性、特殊設備などの、業務費算出に必要な詳細情報については、二次配布資料として提示する。	Q6 20 23 5		4	3	2		3	6	6			0	0
	Q7 (4) 業務委託特 記仕様書、入札説 明書等の記載内 容について	令和7年度のECI案件における設計業務については、特記仕様書において、解体設計費、改修設計費、追加業務等で、略算方法により業務費の算定ができない業務については、発注者側が想定している業務人工数を明示することとしている。また、各施設において想定している改修工事も明示することとしている。	Q7 18 30 4		5	4	1		1	10	3			0	0	2
		提示方法を変更。入札公告時にダウンロードシステムで掲示している。	Q8 14 37 1		5	6	1		4	4	6			2		1
	Q9 (5) 業務委託費 （官側積算）につ いて（新築・改 修・解体・その 他）	多数の施設が対象であり、かつ建設形態が多岐に渡り委託費の積算が複雑になっております。また、質疑回答の日程も短く、1回の質疑回答では業務内容が読み取れません。官側積算については、以下を要望します。「適切な難易度係数、複合化係数での算出」、「工事と同様なスライド条項の採用」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「改修において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「追加業務においての参考見積徴収」、「既存図面の有無に起因する業務費の見直し」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「解体において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「打合せ回数・出張費等の変更手続き」、「技術提案内容の確認検討費用及び検討期間の確保」	令和7年度のECI案件における設計業務については、特記仕様書において、建物毎の難易度係数及び複合化係数の設定の有無を明示することとしている。特記仕様書に記載されていない条件が付加された場合は、設計変更の協議を行う旨を明示することとしている。	Q9 13 18 15			2			9	5			0	0	1
		改修設計については、改修工事の工事内容を明示するとともに、見積により業務費を算定するよう、各局に周知済みである。また、歩掛りと乖離している追加業務については、見積による業務費の算定や発注者が想定している人工数を特記仕様書に明示することとしている。	Q10 6 23 13		2	1			8	6				0	0	2
要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	複数業務 への参加が 可能となった	入札参加が 可能となった。 又は、入札参 加意欲が向上 した	入札参加の検 討(準備)が早 期にできた	業務実施体制 (社内・社外) を構築しやす くなった	業務の省力化 (効率化)が図 れた又は業務 の手戻りが防 止できた	業務への取り 組みの検討、 申請書類、提 案書等の資料 作成が容易に なった	業務費の算出 が容易になっ た又は適切な 業務費の算出 が可能となっ た	業務内容を理 解しやすくな った	配置予定技術 者の候補者が 増えた	社内の働き方 改革に寄与し た	契約外の業務 がなくなり、 入札参加意欲 又は契約案件 の魅力が向上 した	その他	
2 契約制度・ 契約手続きに 係る要望につ いて	Q11 (1) 事業規模等 の早期公表、関連 事業の公表につ いて	各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（業務規模（業務費）、業務内容、履行期間）の具体化、情報更新の頻度など、発注予定変更情報の都度更新など提供方法について、改善を要望します。	令和7年度においては、地元業界団体等の意見を踏まえ、発注ロットを設定し、本年3月に発注予定情報を公表。また、業務対象施設が複数ある場合は、主たる施設のみの施設概要を記載していたが、令和7年度の発注見通しは、施設毎に計画概要を記載するようになっている。	Q11 39 103 11	4	9	24	10				10	1	0	1	
		各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の事業規模について、事業規模把握のため、可能な限り細分化した工種内容、規模、数量、業務費内訳、業務期間の提示を要望します。	公表情報の変更が生じた場合は適時更新情報を公表。	Q12 53 90 1	5	8	23	11					1	0		1

防衛省との意見交換会（要望結果）についてのアンケート集計結果 コンサル編

要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	複数業務 への参加が 可能となった	入札参加が 可能となった。 又は、入札参 加意欲が向上 した	入札参加の検 討（準備）が 早期にできた	業務実施体制 （社内・社 外）を構築し やすくなった	業務の省力化 （効率化）が 図れた又は業 務の手戻りが 防止できた	業務への取り 組みの検討、 申請書類、提 案書等の資料 作成が容易に なった	業務費の算出 が容易になっ た又は適切な 業務費の算出 が可能となっ た	業務内容を理 解しやすくな った	配置予定技術 者の候補者が 増えた	社内の働き方 改革に寄与し た	契約外の業務 がなくなり、 入札参加意欲 又は契約案件 の魅力が向上 した	その他
(2) 入札手続き期間及び申請書類等について	Q13	業務の発注方式において、総合評価方式による発注が増加していると思いますが、公募型プロポーザル方式による発注の増加を要望いたします。 また、入札手続き期間や申請書類に係る要望とし、公示されてから参加申請書の提出までの期間の延長、技術提案書の提出時期の見直し、同種実績証明等の提出書類の簡素化等を要望します。	建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則についての一部改正について（防整建2824号。R.7.2.10）	16	38	37									2
(3) 秘密の保全措置について	Q14	コンサルタント会社の秘密保全措置を迅速かつ確実に秘密保全措置を遂行するため、「秘密保全窓口の設置」による秘密保全に関する質問に対する迅速な回答（指導）を要望します。窓口の設置は、新規参入企業等の入札参加の促進にも寄与するものと考えます。また、秘密保全措置を確実に実施するために、機密レベルに対応した秘密保全措置の方針をガイドライン化と、保全に係る関わる費用の適正な積算規定化・実費精算を要望します。	秘密の保全に係る費用について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、秘密の保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載し、実際に要した費用については、特約条項により内容を確認した上で受注者から実績額報告書の提出を受けて適切に計上し、完了時までに精算変更を実施するよう対応するように改めて周知した。	9	12	14									1
3 調査・設計・監理業務の発注について	Q15	(1) 技術者の資格経験要件（実務経験年数）の緩和について	管理技術者及び照査技術者の資格要件等の緩和について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、自衛隊施設及び米軍施設の特徴を踏まえて、技術士の関連部門やRCCMの資格拡充を図ることを周知した。一例として、設計例の一番多い土木付帯工事設計については、下水道部門を追加することとした。	33	38	10									1
(2) 設計業務の業務内容等について	Q16	設計業務の業務内容等について、次の事項の改善要望/提案をさせていただきます。 ア 設計業務（一般業務）の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として「建物用途と合致しない建物の割増や実費加算方式による算出」、「米軍施設における割増や追加業務費の算定」、「建築・設備の分割発注の場合の業務費低減の見直し」、「定期的な歩掛調査の実施」、「実施設計における基本設計に該当する作業の業務費の計上」、「意図伝達業務の発注」、「設計協議等の適切な経費計上」 イ 設計業務（追加業務）に係る改善要望/提案として、「参考見積の活用による費用計上」、「仕様書に記載のない業務が追加になった場合の柔軟な設計変更」、「年度跨ぎの変更の場合の新年度単価への見直し」等 ウ このほか、「隊舎の個室による、建物類型の変更（寄宿舎一泊泊施設）」、「業務途中段階での条件変更対応に対する設計変更対応」を要望/提案します。	建物用途と合致しない建物の割増や実費加算方式による算出について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、自衛隊施設及び米軍施設の特徴を踏まえて、建築基準法の告示の建築物の類型や用途にあてはめ積算を行い、それに当てはまらない特殊な設備等の設計が必要な場合は、追加業務として仕様書に記載し、費用を別途計上することを周知した。	4	22	12									1
	Q17		受注者の責によらない手戻り等による業務量増加に対する費用計上について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、受注者の責によらない手戻り等により、受注者の業務量が増加する場合、受発注者間で協議して契約変更を適切に対応することを周知した。	11	30	0									1
	Q18		建築・設備の分割発注の業務費低減の見直しについては、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、建築・設備設計の分割発注の場合、これまで、業務費を低減し算定していたが、今後は、建築設計業務において、設備設計の内容を十分に把握し、設備に関する設計をとりまとめる業務を実施することを踏まえて、低減を行わず算定することを周知した。	2	17	2									2
	Q19		受注者の責によらずに設計協議等が増加する場合の費用計上について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、受注者の責によらずに設計協議の打ち合わせ回数などが増加した場合は、その費用については、適切に計上することを周知した。	15	16	10									0
	Q20		追加業務分の参考見積を活用した費用計上について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、追加業務の積算については、建設コンサルタント会社の数社から追加業務に対する人・時間数の見積を徴取し、その費用を計上することを周知した。	21	20	11									0
	Q21		意図伝達業務を発注できるよう文書を発出済み(R7.7.31付) 建設工事に係る設計意図伝達等業務の実施要領について（通知） 建設工事に係る設計意図伝達等業務積算要領について（通知）	2	6	3									1
(3) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について	Q22	昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。 企業として取り組み体制を構築するためには相応の時間が必要なため、できる限り早期に詳細な発注情報を公表していただくことを要望します。	R7年度事業の調査・設計業務の発注見直しについては、一般的な事業は、これまでどおり各局において4月に公表することとし、できる限り早期に発注予定情報として公表できるよう進めていく。	71	76	1									1
(4) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について	Q23	業務規模に見合った工期を設定していただくほか、正当な理由で工期が延長となった場合には相応の費用と期間をいただくことを要望します。 また、米軍業務では設計工期内に米側のコメントが出揃わず、設計完了後に提出することがありますが、この対応については追加業務としての費用と必要な期間を見ていただくことを要望します。 このほか、監理業務の工期が延長となる場合、適切に必要な費用を追加計上することを要望します。	令和7年1月末に、各地方防衛局へR7年度の発注見直し等の作成にあたり、業務内容に応じた適正な履行期間を確保するよう周知した。引き続き、局の発注見直し等の確認を本省内でも行い、適正な履行期間の確保に取り組んでいく。	31	46	17									1
	Q24		受注者側の責によらない業務期間の延長が生じた場合の必要期間を確保することについて、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、受発注者間で協議の上、業務期間を確保できるように対応することを周知した。	33	28	14									1
	Q25		設計内容が追加される場合の必要な費用を計上することについて、令和7年1月27日、各局課長等とのオンライン会議において、受注者の責によらない追加業務については、受発注者間で協議の上、必要となる費用の計上を行うよう周知した。	40	27	5									0

防衛省との意見交換会（要望結果）についてのアンケート集計結果 コンサル編

		Q40	<p>監理業務の担当技術者の複数登録について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、特記仕様書に記載している担当技術者人数分を1名で実施しなければならないとの規定はないところ、受注者から提案された場合は、複数登録を認めるなど、適切に対応するように周知した。</p>		2	2	7	1				1	1	1	2
(9) 発注者の体制等について	<p>業務受注者の負担軽減及び業務効率化の観点から、発注者の体制について、次の事項を要望/提案をさせていただきます。</p> <p>ア 発注者の体制に係る要望/提案として、「ワンデーレスポンスへの過度な対応」、「発注者の検査における検査内容や書類様式の統一」、「工期内検査が増えた場合の費用の精算」、「意図伝達業務の追加」、「基地等への立入り申請期間の短縮」</p> <p>イ 発注者（監督官）への改善/提案として、「部隊要望への回答期間の短縮」、「厳しすぎる資料提出期限の設定」、「部局間での確実な情報共有」、「国交省で実施されているウィークリースタンスの導入」等このほか、監督官が多忙なため協議日程の設定に余裕がない等の意見がありました。</p>	Q41	<p>本年1月末に、各局あてに「工事担当部署の長は、監督業務が円滑に実施されるよう工事監督官が執った措置について把握し、助言等を行うものとする。」を改めて周知するとともに、受注者へ過度な資料要求等は行わないように注意喚起を行った。</p>			1		1	1				2	2	0
		Q42	<p>工期内検査が増えた場合の費用の精算について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、工期内検査が増えた場合の必要人数の増加については、先に仕様書等で示している人数の範囲内で実施してもらうように調整するものと考えるが、その人数では実施できなくなった際は、受注者間で十分に協議し、必要に応じて、人数を追加するなど適切に対応するように周知した。</p>			3		3					1	1	1
		Q43	<p>意図伝達業務を発注できるよう文書を発出済み(R7.7.31付) 建設工事に係る設計意図伝達等業務の実施要領について（通知） 建設工事に係る設計意図伝達等業務積算要領について（通知）</p>			3		2		0			2	3	1
		Q44	<p>本年1月末に、ワンデーレスポンスの周知に併せて、部隊要望に係る調整についても、受注者が手戻りや手持ちとならないように密に回答期日等を調整のうえ、対応するよう周知した。</p>			3		2	2				4	2	0
		Q45	<p>月別週休2日制の対応や労働基準法の改正に伴う取組みとして、ウィークリースタンスを推奨しつつ、特に、発注者からの依頼事項については、土日等を考慮した回答期日を設けるなどを各局へ周知して対応する。</p>			3		3	4				6	1	0
(10) 新築・改修・解体について	<p>各新築・改修・解体設計の業務内容等について</p> <p>ア 新築の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「略算方式で建物用途と合致しない建物や米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出」、「管理技術者や担当技術者の技術者ランクに見合った単価の採用」、「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」</p> <p>イ 改修の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」、「既存建物の仕様と改修後に必要な性能（保有水平耐力等）等が不明瞭」</p> <p>ウ 解体の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「既存図面作成の省力化・簡素化」、「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」</p> <p>エ このほか、「職種間の工事区分の明確化」、「成果品のCADデータ形式の多様化」等について、要望/提案します。</p>	Q46	<p>略算方式で建物用途と合致しない建物、米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、設計業務の積算で一般業務の適用外となる設計部分については、追加業務として、その業務内容を特記仕様書に記載し、その費用を適切に計上するよう対応するように周知した。</p>			4		3		2			0	1	1
		Q47	<p>管理技術者や担当技術者の技術者ランクに見合った単価の採用について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、技術者ランクについては、管理技術者を技師A、担当技術者を技師Cとして積算することが通例ではあるが、通常よりもさらに高い技術を要する特殊な業務、例えば、大型事業のCM業務などは、その内容に応じた技術者ランクとして積算するなど対応するように周知した。</p>			1		0		2		0	0	1	0
		Q48	<p>「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」については、用途毎に業務量を算出している。今後も特記仕様書に明確に記載する等適切に対応していく。</p>			4		2		3			0	1	1
		Q49	<p>改修の場合、図面枚数での算出ではなく実態に即した費用の算定について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、設計業務における改修工事の特記仕様書には、改修内容に応じた図面枚数を記載した上で、積算の際には、複数の建設コンサル企業から人日（時間）数の見積をしてもらい、これらと比較し適切に費用を計上するように対応を周知した。</p>			1		1		8			0	1	1
		Q50	<p>既存建物の仕様や改修後に必要とされる性能等が不明瞭ということについては、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、改修の設計業務を発注する際に、特記仕様書へ改修工事の具体的な内容や既設図面の貸与などの設計条件を明示すること、改修後の必要な性能についても自衛隊の強靱性の確保に関する資料により監督官から指示するように周知した。</p>			1		1		3	3		0	1	2
		Q51	<p>解体の場合、既存図面作成の省力化・簡素化については、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、解体設計において作成する図面について、特記仕様書に作成する図面の内容を明示するとともに、解体対象物の既存図面がない場合の図面について、数量を拾うことができる程度の必要最小限とするなど記載するように対応を周知した。</p>			3		1		5	3		1	1	1
		Q52	<p>複雑な解体を伴う場合の追加費用の計上については、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、建物の規模や内容に応じて、ステップ毎に解体を行う必要がある場合などは、その内容を特記仕様書に記載して、複数の設計コンサルタント企業から必要となる人日（時間）の見積を徴取し適切に費用を計上するように対応を周知した。</p>			1		1		3	1		0	0	2
		Q53	<p>職種間の区分の明確化について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、適切に対応するように周知した。</p>			2		3		3	2		0	0	0
		Q54	<p>作業内容の明確化・作業スケジュールの明確化について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、技術支援業務の特性上、特記仕様書などに業務の一つ一つの詳細を記載するには限界はあるが、実際に技術者に実施してもらう業務については、現実に応じた作業期間や期限を設定するなど対応するように周知した。</p>			2		1		2	1		1	0	2
(11) 技術支援業務について	<p>技術支援業務の内容等について、次の事項の改善要望/提案をさせていただきます。</p> <p>ア 業務内容（設計内容の反映、設計者側の作業量）に係る改善要望/提案として、「作業内容の明確化」、「常駐要件の緩和」、「作業スケジュールの明確化」、「米軍設計にかかる業務費用の見直し」「働き方改革等の観点から作</p>	Q54	<p>作業内容の明確化・作業スケジュールの明確化について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、技術支援業務の特性上、特記仕様書などに業務の一つ一つの詳細を記載するには限界はあるが、実際に技術者に実施してもらう業務については、現実に応じた作業期間や期限を設定するなど対応するように周知した。</p>			2		1		2	1		1	0	2

防衛省との意見交換会（要望結果）についてのアンケート集計結果 コンサル編

		<p>業の平準化」、1契約期間終了後の作業依頼の是止」等 イ 業務費の積算等に係る改善要望/提案として、「打合せや検討等の業務費の経費計上」、「追加作業発生時の設計変更での対応」、「提案内容の採用における設計責任について、3者（発注者、施工者、設計者）の明確化」等</p>	<p>Q55 常駐要件の緩和について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、業務の常駐又は巡回については、発注にあたり、実績のある企業などと意見交換を行うなど、適切に実施してもらえる業務となるよう努めるよう周知した。</p>		2	2		2			1	0	1	0	0	2
			<p>Q56 米軍設計にかかる業務費用の見直しについて、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、設計業務の積算で一般業務の適用外となる設計部分については追加業務として、その業務内容を特記仕様書に記載し、その費用を適切に計上するよう対応するように周知した。</p>			1		0			1	0		0	2	2
			<p>Q57 契約期間終了後の作業依頼の是正について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、契約内容以外のものとなる作業依頼については、原則、行わないよう徹底した。</p>		2			1			1			3	3	1
要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	複数業務への参加が可能となった	入札参加が可能となった。又は、入札参加意欲が向上した	入札参加の検討(準備)が早期にできた	業務実施体制(社内・社外)を構築しやすくなった	業務の省力化(効率化)が図れた又は業務の手戻りが防止できた	業務への取り組みの検討、申請書類、提案書等の資料作成が容易になった	業務費の算出が容易になった又は適切な業務費の算出が可能となった	業務内容を理解しやすくなった	配置予定技術者の候補者が増えた	社内の働き方改革に寄与した	契約外の業務がなくなり、入札参加意欲又は契約案件の魅力が向上した	その他	
4 その他 (情報提供希望事項等)について 契約制度・ 契約手続きについて	(1) 防衛省に情報提供してもらいたい事項について	<p>最も要望が多かったのが、「最適化事業を含めた今後の展望等（R7年度予算等）」の27件であり、次いで「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」13件、これに「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」7件となっています。また、「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」2件、「その他の施策（木材の利用促進、太陽光パネルの設置等）に係る防衛省の考え方」2件が同数で続いています。</p> <p>その他（自由意見）については、適切な業務費の算出、建築的な施し（デザイン等）に係る追加業務の採用、業務評定点の仕組みの改善等の意見がありました。また、設計変更に係る基本的な考え方（ガイドライン等）の公開や最低制限価格制度の導入、セキュリティ基準に関する情報提供や積算内訳書の事後公開等の要望がありました。</p>	<p>令和7年度発注予定のECI方式の設計業務については、令和6年度と比べ、1か月強長く入札手続き期間を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公示から参加表明書提出期限まで：20日（R6は10日程度） ・選定通知から技術提案書提出期限まで：15日（R6は11日程度） ・特定通知から見積合わせまで：25日（R6は12日程度） <p>※日数は営業日</p>		2	10		9		8	0	2		2		2
			<p>「適切な業務費の算出」については、⑤必要となる業務を特記仕様書等に記載し、確実に費用を計上することとする。</p>			9		4		7	4			3		1
			<p>秘密の保全に係る費用について、令和7年1月27日、各局の課長等とのオンライン会議において、秘密の保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載し、実際に要した費用については、特約条項により内容を確認した上で受注者から実績額報告書の提出を受けて適切に計上し、完了時までには精算変更を実施するよう対応するように改めて周知した。</p>			3		0		4	2			0	1	2